



発行 新潟県

第 85 号

令和2年11月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

58 新潟県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則（農産園芸課）

訓 令

22 新潟県肥料検査規程の一部改正（農産園芸課）

告 示

- 1172 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1173 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1174 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1175 身体障害者福祉法による医師の指定辞退(障害福祉課)
- 1176 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1177 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 1178 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 1179 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定辞退(障害福祉課)
- 1180 換地計画の縦覧(農地整備課)
- 1181 建築基準法による道路位置の廃止(建築住宅課)

公 告

- 県政功労者の表彰(秘書課)
- 知事表彰(秘書課)

病院局管理規程

17 新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程(病院局業務課)

病院局公告

新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザルの実施(病院局経営企画課)

監査委員公表

監査の結果に基づく措置状況(監査委員事務局)

規 則

新潟県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第58号

新潟県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

新潟県肥料取締法施行細則（昭和25年新潟県規則第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p><u>新潟県肥料の品質の確保等に関する法律施行細則</u></p> <p>（手数料の納付の方法）</p> <p>第1条 <u>新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の規定により納付する手数料は、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項又は第12条第4項に規定する申請書に添えて、納付しなければならない。</u></p> <p>（許可証の様式）</p> <p>第4条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律施行令（昭和25年政令第198号）第7条による事故肥料譲渡許可証は、別記第2号様式のとおりとする。</u></p>	<p><u>新潟県肥料取締法施行細則</u></p> <p>（手数料の納付の方法）</p> <p>第1条 <u>新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の規定により納付する手数料は、肥料取締法（昭和25年法律第127号。以下「法」という。）第6条第1項又は第12条第4項に規定する申請書に添えて、納付しなければならない。</u></p> <p>（許可証の様式）</p> <p>第4条 <u>肥料取締法施行令（昭和25年政令第198号）第4条による事故肥料譲渡許可証は、別記第2号様式のとおりとする。</u></p> <p><u>（表示命令）</u></p> <p>第4条の2 <u>知事の定める普通肥料（法第4条第1項第7号又は同条第2項の規定による知事の登録を受けた普通肥料及び法第16条の2第1項又は第2項の規定による知事への届出に係る指定配合肥料に限る。）の生産業者は、当該普通肥料を生産したときは、遅滞なくその容器又は包装の外部（容器及び包装を用いないものにあつては、各荷口又は各個）に知事の定める表示事項を表示しなければならない。</u></p> <p>第5条 <u>削除</u></p> <p>（報告の義務）</p> <p>第6条 <u>法第4条第1項第7号及び同条第2項に掲げる普通肥料の生産業者又は特殊肥料の生産業者は、1月から6月までにあつては9月末日まで、7月から12月までにあつては翌年の2月末日までにその間に生産した肥料及び肥料の原料として使用した普通肥料又は特殊肥料について、その種別数量を知事に報告しなければならない。</u></p> <p>2 <u>肥料販売業者は、毎年10月末日までに、前年の7月から当該10月末日の属する年の6月までに購</u></p>

<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>肥料の品質の確保等に関する法律第7条の規定により、上記のとおり登録したことを証明します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで申請の事故肥料の譲渡について、<u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>第19条第2項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p>(略)</p> <p>許可年月日 年 月 日</p> <p><u>肥料の種類</u></p> <p>(略)</p>	<p>入し、又は販売した肥料について、その種類別数量を知事に報告しなければならない。</p> <p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>肥料取締法</u>第7条の規定により、上記のとおり登録したことを証明します。</p> <p>(略)</p> </div> <p>第2号様式（第4条関係）</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日付けで申請の普通肥料の譲渡について、<u>肥料取締法</u>第19条第2項の規定により、下記のとおり許可します。</p> <p>(略)</p> <p>許可年月日 年 月 日</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この規則は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第4条の2を削る改正は、令和3年12月1日から施行する。

訓 令

◎新潟県訓令第22号

農林水産部農産園芸課
地域振興局

新潟県肥料検査規程（昭和43年5月新潟県訓令第12号）の一部を次のように改正し、令和2年12月1日から実施する。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>肥料の品質の確保等に関する法律</u>（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により肥料検査員（以下「検査員」という。）が行う肥料、その原料又は業務若しくは肥料の施用の状況に関する帳簿書類の検査関係者に対する質問及び分析検査のための肥料又はその原料の収去（以下単に「検査」と総称する。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査権の行使)</p> <p>第3条 農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長（以下「課長等」という。）は、<u>この法律の施行に必要な限度</u>において、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 課長等は、検査員でない者を検査員の<u>指揮の下</u>に検査に従事させることができる。</p> <p>3 検査は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として2人以上の<u>者</u>が1組となつて行うものとする。</p> <p>(被検査者に対する配慮)</p> <p>第4条 課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の<u>生産者、輸入業者、販売業者、運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者、肥料を施用する者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査に関する細部事項)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、<u>検査に關し</u>必要な事項は農林水産部長が定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 <u>肥料取締法</u>（昭和25年法律第127号）第30条第1項の規定により肥料検査員（以下「検査員」という。）が行う肥料、その原料又は業務に関する帳簿書類の検査関係者に対する質問及び分析検査のための肥料又はその原料の収去（以下単に「検査」と総称する。）については、この規程の定めるところによる。</p> <p>(検査権の行使)</p> <p>第3条 農産園芸課長並びに地域振興局農林振興部長、農業振興部長及び農林水産振興部長（以下「課長等」という。）は、<u>肥料の取締り上必要があると認めるときは</u>、検査員に検査を行わせるものとする。</p> <p>2 課長等は、検査員でない者を検査員の<u>指揮下</u>に検査に従事させることができる。</p> <p>3 検査は、やむを得ない理由があると認められる場合を除き、原則として2人以上の<u>もの</u>が1組となつて行うものとする。</p> <p>(被検査者に対する配慮)</p> <p>第4条 課長等は、常に独立行政法人農林水産消費安全技術センターと緊密な連絡を保ち、検査の対象である肥料若しくはその原料の<u>生産者、輸入者、販売者、輸送者若しくは保管者又は検査の対象である帳簿書類の作成者若しくは保管者</u>（以下「被検査者」と総称する。）に無用の負担を負わせることのないように留意するものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(検査に対する細部事項)</p> <p>第14条 この規程に定めるもののほか、<u>検査に對し</u>必要な事項は農林水産部長が定めるものとする。</p>

告 示

◎新潟県告示第1172号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
共栄堂薬局下柳店	長岡市下柳1丁目11番11号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ三条北薬局	三条市東裏館三丁目1番3号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
ウエルシア薬局十日町住吉店	十日町市高田町四丁目156-2	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ小高薬局	燕市小高1168番地	育成医療・更生医療	令和2年11月1日

◎新潟県告示第1173号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
株式会社さとうドラッグストア一保険調剤部	長岡市千手3丁目10番15号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
あさひ薬局 小国店	長岡市小国町法坂910	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
やぎはな薬局	三条市南五百川53-1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ西本成寺薬局	三条市西本成寺一丁目34番19号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
川西調剤薬局	十日町市高原田201番地8	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
みつけ調剤薬局	見附市学校町2-225-1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
やぎ調剤薬局	五泉市村松乙625-1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
中央調剤薬局 石橋店	上越市石橋2丁目5番2号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
ウエルシア薬局佐渡佐和田店	佐渡市泉1310	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
合資会社 タナカ薬局	魚沼市堀之内4087番地1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
共創未来小出薬局	魚沼市小出島1252-1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
みどり薬局	魚沼市四日町153-1	育成医療・更生医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ弥彦薬局	弥彦村美山360番1号	育成医療・更生医療	令和2年11月1日

◎新潟県告示第1174号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年11月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	廃止年月日
新町薬局	長岡市新町1-2-31	育成医療・更生医療	令和2年11月15日

◎新潟県告示第1175号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次の医師は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定による医師の指定を辞退した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花 角 英 世

氏 名	担当する医療の種類	従事する病院又は診療所の名称	所在地	辞退年月日
原 直行	脳神経外科	はらクリニック	柏崎市茨目2-15-22	R 2 . 8 . 25

◎新潟県告示第1176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
クスリのアオキ小高薬局	燕市小高1168番地	精神通院医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ三条北薬局	三条市東裏館三丁目1番3号	精神通院医療	令和2年11月1日
ケアステーションすまいる	糸魚川市上刈六丁目8番20号	精神通院医療	令和2年11月1日
訪問看護ステーションあやめ新発田	新発田市富塚町2丁目3-18 長谷川ビル2階	精神通院医療	令和2年11月1日
共栄堂薬局下柳店	長岡市下柳1丁目11番11号	精神通院医療	令和2年11月1日
ウエルシア薬局十日町住吉店	十日町市高田町四丁目156-2	精神通院医療	令和2年11月1日
モトイ調剤薬局	三条市東裏館1丁目11番1号	精神通院医療	令和2年11月1日

◎新潟県告示第1177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定を次のとおり更新した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局佐渡佐和田店	佐渡市泉1310	精神通院医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ弥彦薬局	西蒲原郡弥彦村美山360番1号	精神通院医療	令和2年11月1日
あい薬局 小千谷店	小千谷市大字桜町5163番地3	精神通院医療	令和2年11月1日
株式会社さとうドラッグストア 一保険調剤部	長岡市千手3丁目10番15号	精神通院医療	令和2年11月1日
かもしか病院	三条市南五百川80番地	精神通院医療	令和2年11月1日
クスリのアオキ西本成寺薬局	三条市西本成寺一丁目34番19号	精神通院医療	令和2年11月1日
あさひ薬局 小国店	長岡市小国町法坂910	精神通院医療	令和2年11月1日
やぎはな薬局	三条市南五百川53-1	精神通院医療	令和2年11月1日
しばた心と体クリニック	新発田市住吉町4丁目8番26号	精神通院医療	令和2年11月1日

◎新潟県告示第1178号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
訪問看護ステーションとんぼ	三条市長野337番地	精神通院医療	令和元年10月1日
モトイ調剤薬局	三条市東裏館1丁目11番1号	精神通院医療	令和2年11月1日

新町薬局	長岡市新町1-2-31	精神通院医療	令和2年11月15日
------	-------------	--------	------------

◎新潟県告示第1179号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次の指定自立支援医療機関（精神通院医療）は、その指定を辞退した。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	辞退の効力発生年月日
訪問看護だいにち	上越市大字大日34番地5	精神通院医療	令和2年12月31日

◎新潟県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により県営区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業に係る換地計画を定めたので、令和2年11月9日から令和2年12月7日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年11月6日

新潟県知事 花角 英世

事業主体名	地区名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟県	花見	換地計画書の写し	燕市役所

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1181号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により指定した道路の位置を次のとおり廃止した。

令和2年11月6日

新潟県新発田地域振興局長

1 廃止した指定道路の種類

第42条第1項第5号の規定による指定に係る道路

2 廃止の年月日

令和2年10月14日

3 廃止した指定道路の位置等

位 置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
○廃止した部分 (昭和38年11月5日指定の全部) 阿賀野市金田町769番1、769番2、769番3、767番3	4.00	32.54

公 告

県政功労者の表彰について (公告)

新潟県県政功労者顕彰等に関する規則 (昭和28年新潟県規則第35号) 第3条の規定により、次の者を表彰した。
令和2年11月6日

	新潟県知事	花 角 英 世
職 名	氏 名	住 所 地
新潟県議会議員	帆 苅 謙 治	阿賀野市
新潟県議会議員	小 野 峯 生	村上市
新潟県議会議員	佐 藤 久 雄	佐渡市
新潟県議会議員	青 柳 正 司	新潟市北区
新潟県議会議員	宮 崎 悦 男	小千谷市
新潟県議会議員	上 杉 知 之	新潟市中央区
新潟県議会議員	高 橋 直 揮	新潟市西区
新潟県議会議員	高 倉 栄	西蒲原郡弥彦村

知事表彰について (公告)

新潟県褒賞規則 (昭和59年新潟県規則第67号) 第2条の規定により、次の者を表彰した。
令和2年11月6日

	新潟県知事	花 角 英 世
職 名 等	氏 名	住 所 地 又 は 所 在 地
地方自治功績 (第2条第1号該当)		
元 上越市議会議員	永 島 義 雄	上越市
元 関川村議会議員	近 良 平	岩船郡関川村
柏崎市議会議員	眞 貝 維 義	柏崎市
長岡市議会議員	関 正 史	長岡市
元 佐渡市議会議員	竹 内 道 廣	佐渡市
三条市議会議員	西 川 重 則	三条市
社会福祉功績 (第2条第2号該当)		
弥彦村食生活改善推進委員会副会長 (障害者自立支援活動)	武 石 富 子 特定非営利活動法人 障害者自立支援センター オアシス	西蒲原郡弥彦村 新潟市西区
社会福祉法人上越市社会福祉協議会会長	梶 本 眞 孝	上越市
元 社会福祉法人上越老人福祉協会副理事長	山 崎 隆 昌	上越市
保健衛生功績 (第2条第3号該当)		
元 一般社団法人新潟県歯科技工士会専務理事	藤 原 英 保	十日町市
元 一般社団法人新潟県歯科衛生士会会長	三 富 純 子	新潟市中央区
公益社団法人新潟県獣医師会会長理事	宮 川 保	新潟市中央区
新潟県すし商生活衛生同業組合理事長	宮 寄 一	上越市
元 一般社団法人新潟県医師会会長	渡 部 透	新潟市中央区
元 一般社団法人上越医師会副会長	渡 邊 雅 晴	上越市
生活環境功績 (第2条第4号該当)		
新潟県鳥獣保護管理員	田 中 一 豊	長岡市
元 新潟県鳥獣保護管理員	星 良 秋	長岡市

商工業功績（第2条第5号該当）		
一般社団法人新潟県計量協会会長	大平 岳男	新潟市東区
越路町商工会会長	郷 芳久	長岡市
新潟県石材商工業協同組合理事長	間島 務	柏崎市
荒川商工会会長	山田 俊治郎	村上市
土地改良功績（第2条第7号該当）		
豊浦郷土地改良区理事長	姉崎 康司	新発田市
福島江土地改良区理事長	伊丹 嘉昭	長岡市
新津郷土地改良区理事長	高井 一郎	新潟市秋葉区
元 西蒲原土地改良区理事長	眞島 辰市	新潟市西蒲区
教育功績（第2条第9号該当）		
学校医	河内 衛	三条市
元 学校薬剤師	鶴巻 洋一	三条市
元 学校医	榎野 光雄	長岡市
学校法人石善学園理事長	本間 達郎	新潟市中央区
体育功績（第2条第9号該当）		
元 新潟県体操協会会長	南波 儀平治	長岡市
芸術、文化功績（第2条第10号該当）		
三条市文化財保護審議会会長	荒木 常能	三条市
元 日本水彩画会新潟県下越支部長	酒井 保嘉	新潟市西区
（「矢沢宰・生命の詩の集い」矢沢宰賞選者）	八木 忠榮	千葉県船橋市
新潟県美術家連盟理事長	山田 一郎	新潟市江南区
交通安全功績（第2条第11号該当）		
元 一般財団法人新潟中央交通安全協会評議員	五十嵐 五十八	新潟市中央区
公益財団法人西蒲地区交通安全協会理事	外山 興	新潟市西蒲区
一般財団法人新潟北交通安全協会副会長	外山 勝	新潟市北区
一般財団法人江南地区交通安全協会会長	中野 勇	新潟市江南区
元 公益財団法人阿賀野市交通安全協会副会長	能勢山 俊雄	阿賀野市

病院局管理規程

新潟県病院局管理規程第17号

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年11月6日

新潟県病院事業管理者 藤山 育郎

新潟県立病院の料金に関する規程の一部を改正する規程

新潟県立病院の料金に関する規程（昭和39年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
(料金)	(料金)
別表（第2条関係）	別表（第2条関係）
1～5（略）	1～5（略）
6 文書料	6 文書料
(1) 診断書、証明書	(1) 診断書、証明書
ア 病院指定様式又は簡易なもの 1件につき <u>2,200円</u>	ア 病院指定様式又は簡易なもの 1件につき <u>1,650円</u>
イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき <u>4,400円</u>	イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき <u>3,850円</u>
ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの） 1件につき <u>7,700円</u>	ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの） 1件につき <u>5,500円</u>
(2) 死亡診断書、死体検案書	(2) 死亡診断書、死体検案書
ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの） 1件につき <u>3,850円</u>	ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの） 1件につき <u>3,300円</u>
イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき <u>6,600円</u>	イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき <u>5,500円</u>
(3)～(5)（略）	(3)～(5)（略）
7～9（略）	7～9（略）
10 健康診断料	10 健康診断料
(1)～(2)（略）	(1)～(2)（略）
(3) 特殊健康診断料	(3) 特殊健康診断料
ア～ウ（略）	ア～ウ（略）
エ 希少性疾患スクリーニング検査料 1人につき <u>9,900円</u>	エ 妊産婦超音波検査料（略）
オ 妊産婦超音波検査料（略）	(4)（略）
(4)（略）	
11～28（略）	11～28（略）
29 病衣使用料 1日につき <u>80円</u>	29 病衣使用料 1日につき <u>70円</u>
30～45（略）	30～45（略）

<p>46 郵送料 <u>患家等への処方箋及び薬剤の郵送に要した費用に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入する。)</u></p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">9以前</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">10(3)</td> <td>5,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td><u>9,900円</u></td> <td><u>9,000円</u></td> </tr> <tr> <td>3,850円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)</td> <td>算定した額</td> </tr> <tr> <td>22以降</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	9以前	(略)	(略)	10(3)	5,500円	5,000円	3,300円	3,000円	<u>9,900円</u>	<u>9,000円</u>	3,850円	3,500円	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額	22以降	(略)	(略)	<p>(新設)</p> <p>備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中の同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">9以前</td> <td style="width: 40%;">(略)</td> <td style="width: 50%;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">10(3)</td> <td>5,500円</td> <td>5,000円</td> </tr> <tr> <td>3,300円</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td>3,850円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)</td> <td>算定した額</td> </tr> <tr> <td>22以降</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	9以前	(略)	(略)	10(3)	5,500円	5,000円	3,300円	3,000円	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	3,850円	3,500円	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額	22以降	(略)	(略)
9以前	(略)	(略)																																	
10(3)	5,500円	5,000円																																	
	3,300円	3,000円																																	
	<u>9,900円</u>	<u>9,000円</u>																																	
	3,850円	3,500円																																	
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額																																	
22以降	(略)	(略)																																	
9以前	(略)	(略)																																	
10(3)	5,500円	5,000円																																	
	3,300円	3,000円																																	
	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																	
	3,850円	3,500円																																	
	算定した額に1.1を乗じて得た額(10円未満は四捨五入とする。)	算定した額																																	
22以降	(略)	(略)																																	

附 則

- この規程は、令和2年12月1日から施行する。
- 改正後の規程は、令和2年12月1日以降の利用に係る料金から適用し、同日前の申込みに係る料金については、なお従前の例による。

病院局公告

新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザルの実施について(公告)
 新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務に係る受託者を特定するため、公募型プロポーザルを実施することとし、次のとおり希望する者の参加を招請する。

令和2年11月6日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 業務の概要
 新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務(以下「本件業務」という。)
- プロポーザルの内容
 新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザル(以下「本プロポーザル」という。)の実施内容等については、新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務公募型プロポーザル実施要領(以下「プロポーザル実施要領」という。)に定めるところによる。
- プロポーザル実施要領を交付する期間及び場所並びに本プロポーザルに関する質問等の問い合わせ等
 - 交付期間
 令和2年11月6日(金)から令和2年11月24日(火)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで
 - 交付場所
 郵便番号943-0192 新潟県上越市新南町205番地
 新潟県立中央病院経営課
 電話番号025-522-7711
 - 質問書の提出 プロポーザル実施要領による。

4 本プロポーザルに参加する者に求める資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。
なお、本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和2年11月27日(金)までに書面で通知する。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 令和2年11月6日(金)以降に民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定による再生手続きの申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てをされた者
 - イ 令和2年11月6日(金)以降に会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てをされた者
- (3) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、県税の未納がないこと。
- (5) 一般病床数400床以上の病院の電子カルテを核とした医療情報システムの開発業務を履行した実績を有すること。
- (6) プロポーザル実施要領に定める要件を満たす者であること。

5 参加資格要件の確認に必要な書類の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定めるところにより書類を提出し、参加を表明すること。

- (1) 提出書類
プロポーザル実施要領による。
- (2) 提出期限
令和2年11月24日(火)午後5時15分まで
- (3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務参加資格要件確認書類在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

6 提案書等の提出

提案書等の提出は、参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。

- (1) 提出書類
プロポーザル実施要領による。
- (2) 提出期限
令和2年12月18日(金)午後5時15分まで
- (3) 提出場所 上記3(2)に定める交付場所に同じ。
- (4) 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務提案書等在中」と朱書きしたものに限る。)とし、(2)に定める提出期限までに到着するよう郵送すること。

7 審査等

- (1) 提出された書類は、新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務事業者選定委員会(以下「事業者選定委員会」という。)が審査を行う。
- (2) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさない者
 - イ 提案書類に虚偽を記載して提出した者
 - ウ 提案書等を提出期限までに提出しなかった者
 - エ 提案のプレゼンテーションを行う義務があつたが行わなかった者
 - オ 事業者選定委員会の委員又は事務局の職員に対して、直接的又は間接的に本プロポーザルに関し援助を求めた者又は不正な接触を行った者
- (3) 提出された提案書等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。
 - ア 本プロポーザルの実施に係る公告及びプロポーザル実施要領に適合しない書類を作成し、提出した者
 - イ 提案すべき事項の全部若しくは一部を提案しなかった者
- (4) プレゼンテーションの実施
提案書(自由様式)について、プレゼンテーションを実施する。ただし、事業者選定委員会が、本プロポ

ーザルに参加を表明した者が多数であると認める場合は、提出された書類により第一次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定した上で行う。なお、第一次審査を行った場合は、参加を表明した全ての者に対してその結果を書面で通知する。

(5) 審査及び結果の通知

事業者選定委員会が、提出された提案書等、プレゼンテーションの結果を審査し、最も優れた提案を行った者（以下「最優秀提案者」という。）と次点の者を特定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

なお、審査における評価基準については、「新潟県立中央病院・十日町病院医療情報システム設計構築業務プロポーザル評価基準」を参照のこと。

8 契約の締結

(1) 契約の締結の交渉

ア 審査結果に基づき、最優秀提案者と本件業務について、各病院に於いて交渉を行い2病院分を包括して病院局にて契約締結を行う。

イ 最優秀提案者との交渉の結果、契約締結の合意に至らなかった場合又は最優秀提案者が、上記4の各号のいずれかを満たさなくなった場合は、次点の者と契約交渉を行う。

ウ 契約締結の交渉にあたっては、必要な書類の追加提出を求めることがある。

(2) 履行期限

契約締結の日から令和5年2月28日（火）まで

ただし、中央病院のシステム構築の履行期限は令和4年5月31日（火）までとする。

(3) 契約書の作成 要

9 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 提出する書類の作成及び提出に要する費用は、提案を行う者の負担とする。

(3) 提出された書類は、プロポーザルに係る審査に使用する場合を除き、プロポーザルに参加した者に無断で使用しない。

(4) 提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。

(5) 提出された書類は、返還しない。

(6) 参加資格要件確認書類、提案書類等の受理後の差し替え及び追加・削除は原則として認めない。

(7) 本業務の実施にあたり、提案書類に記載された総括責任者、主任担当者は、特別な理由があると認められた場合を除き変更することができない。

(8) 総括責任者、主任担当者は特別な理由があると認められた場合を除き、本業務の開始日から本業務に従事すること。

10 Summary

(1) Subject matter of proposal

Hospital Information System for Niigata Prefectural Central Hospital・Niigata Prefectural Tokamachi Hospital

(2) Deadline for Application

november 24 , 2020 5 : 15 P.M.

(3) Deadline for Proposal Submission

december 18 , 2020 5 : 15 P.M.

(4) For more information, please contact the following division in Japanese:

Office : Management Division, Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

Address : 205 Shinnan-cho, Joetsu City, Niigata

943-0192 Japan

Tel : 025-522-7711

Fax : 025-521-3720

監査の結果に基づく措置状況について

令和元年度企業会計に係る監査の結果に基づく措置状況について、次のとおり新潟県知事から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定によりその内容を公表する。

令和2年11月6日

新潟県監査委員	栗	山	和	廣
新潟県監査委員	青	柳	正	司
新潟県監査委員	片	野		猛
新潟県監査委員	岡		俊	幸

企業会計

部局名	監 査 の 結 果	措 置 の 内 容
<p>企業局</p>	<p>【上越利水事務所】 廃グリース・廃油処理委託について、契約書が作成されていなかった。また、処分業務の完了を確認していないにもかかわらず、請求書を受理し、支出命令を決議していた。さらに、処分業者から収集運搬業者へ請求の権限を委任する委任状を徴取せず、収集運搬業者へ処分費を含めて支払っていた。 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び財務規程に基づいた事務手続を行われない。</p>	<p>今後、廃グリース・廃油処理委託の契約にあたっては、契約書を作成のうえ業務完了を確認し、支払手続を行ってまいります。 また、処分業者から収集運搬業者への請求の権限を委任する委任状を徴取し、収集運搬業者へ支払います。 産業廃棄物の処分につきまして廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び財務規程を遵守し、適正な事務手続を行ってまいります。</p>
<p>病院局</p>	<p>【本庁】 過年度未収金について、決算日現在、1,721件34,370,208円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>【中央病院】 1 過年度未収金について、決算日現在、2,765件61,944,660円が未納となっていた。未納額の早期収納に努められたい。</p> <p>2 自走式台車設備保守点検契約に係る執行について、令和2年3月分を契約より少ない額の請求書に基づいて支出したため、差額110,000円を発生させ、これを令和元年度予算で支出すべきところ、令和</p>	<p>過年度未収金については、定期的な催告、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して、早期収納に努めてまいります。 また、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。 また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。 さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>2 職員への周知を図るとともに、複数人での確認を徹底し、財務規程に基づいた適正な事務処理を行ってまいります。</p>

2年度予算で支出することとなっていた。また、令和2年4月分1,320,000円を令和2年度予算で支出すべきところ、誤って令和元年度予算で支出していた。

支出事務手続の際の確認及び予算の管理を徹底されたい。

【十日町病院】

過年度未収金について、決算日現在、708件18,164,240円が未納となっていた。

件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【精神医療センター】

過年度未収金について、決算日現在、618件10,939,412円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

【加茂病院】

過年度未収金について、決算日現在、214件4,171,998円が未納となっていた。

未納額の早期収納に努められたい。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの

【津川病院】
 過年度未収金について、決算日現在、230件3,123,996円が未納となっていた。
 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【吉田病院】
 過年度未収金について、決算日現在、684件14,813,675円が未納となっていた。
 件数、金額とも増加しているため、具体的な回収方法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。

【がんセンター】
 過年度未収金について、決算日現在、1,037件26,485,315円が未納となっていた。
 未納額の早期納入に努められたい。

経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努め、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託しており、引き続き早期収納に努めてまいります。

また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。

さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。

過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に

	<p>【新発田病院】</p> <p>1 時間外労働に関する労使協定の限度を超えて時間外労働を行わせているとして、新発田労働基準監督署から是正勧告を受けている事案があった。</p> <p>職員の勤務状況や業務量が適切に管理されていなかったことは問題であるため、業務管理の徹底を図るとともに、職場環境の改善に取り組まれない。</p> <p>2 過年度未収金について、決算日現在、3,252件79,634,356円が未納となっていた。</p> <p>件数、金額とも増加しているため、具体的な回収手法の見直しを行い、未納額の早期収納に努めるとともに、発生予防対策についても一層強化されたい。</p> <p>【坂町病院】</p> <p>過年度未収金について、決算日現在、578件8,540,183円が未納となっていた。</p> <p>未納額の早期収納に努められたい。</p>	<p>対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>1 出退勤記録の精査などによる労働時間の適正管理を行うとともに、業務の平準化や効率化などにより長時間勤務の改善を図り、働きやすい職場環境づくりに向け、取組を進めてまいります。</p> <p>2 過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託することに加え、未収金徴収嘱託員を配置しており、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p> <p>過年度未収金については、各セクションとの連携強化を図り、外来受診時等の請求の強化、定期的な催告、出張徴収の強化、住所不明者に対する追跡調査の徹底などに努めるとともに、コンビニエンス・ストアに収納業務を委託して</p>
--	--	---

		<p>おり、引き続き早期収納に努めてまいります。</p> <p>また、主に貧困、医療費の自己負担増などの経済的な理由による未納であることから、分割納入を促進するなど、確実な回収を図ってまいります。</p> <p>さらに、クレジットカードによる収納、退院時の即時請求、身元引受人への納入要請及び連帯保証人への支払督促などにより、未収金の発生予防に努めるとともに、平成29年度から未収金管理回収業務を委託している弁護士法人と連携を図りながら、未収金の更なる縮減に努めてまいります。</p>
--	--	--